

野田市告示第 2 4 9 号

野田市児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給に関する規則（平成 24 年野田市規則第 2 6 号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の様式を別紙のとおり改め、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

障害児通所給付費支給変更申請却下通知書

特例障害児通所給付費支給申請書

特例障害児通所給付費支給申請書（受領委任用）

特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書

障害児通所給付費利用者負担減額（免除）申請書

障害児通所給付費利用者負担減額（免除）決定通知書

令和 8 年 8 月 2 5 日

野田市長 鈴 木 有

第 号
年 月 日

様

野田市長



障害児通所給付費支給変更申請却下通知書

年 月 日に申請のありました(障害児通所給付費の支給変更)(及び)(利用者負担額減額・免除等の変更)については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

1 申請事項

2 却下の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

特例障害児通所給付費支給申請書

(年 月分)

(宛先)野田市長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

ふ り が な 申 請 者 氏 名			受給者証番号									
	個人番号()											
生 年 月 日	年 月 日											
居 住 地	電話番号											
ふ り が な 給付決定に係る 児 童 氏 名			生 年 月 日		年 月 日					続柄		
	個人番号()											
特例障害児通所給付費 請求額			円									

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
ふりがな		申請者 との関係	
氏名			
住所	電話番号		

(注意) この申請書に該当月分の領収証及びサービス提供証明書を添付してください。

上記に関する特例障害児通所給付費を下記の口座に振りこんでください。

金 融 機 関 名	
口 座 番 号	普通 当座
ふ り が な	
口 座 名 義 人	
☐ 公金受取口座を利用します	

特例障害児通所給付費支給申請書(受領委任用)

(年 月分)

(宛先)野田市長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

ふ り が な			受給者証番号											
申 請 者 氏 名	個人番号()													
生 年 月 日	年 月 日													
居 住 地	電話番号													
ふ り が な			生 年 月 日		年 月 日						続柄			
給付決定に係る 児 童 氏 名	個人番号()													
特例障害児通所給付費 請求額			円											

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
ふりがな		申請者 との関係	
氏名			
住所	電話番号		

(注意) この申請書に該当月分の領収証及びサービス提供証明書を添付してください。

上記に関する特例障害児通所給付費の受領を下記の者に委任します。

受 取 人 の 氏 名 及 び 事 業 者 名	
受 取 人 の 住 所	電話番号
金 融 機 関 名	
口 座 番 号	普通 当座
ふ り が な 口 座 名 義 人	

第 号
年 月 日

様

野田市長



特例障害児通所給付費支給(不支給)決定通知書

先に申請のありました特例障害児通所給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

受給者証番号		申請者氏名	
--------	--	-------	--

受 付 年 月 日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
特例障害児通所 給 付 費 申 請 額	円		
支給決定の内容			
支 給	☐ する ☐ しない	支給金額	円
不支給又は減額 の 理 由			

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

障害児通所給付費利用者負担額減額(免除)申請書

次のとおり障害児通所給付費の利用者負担額の減額(免除)を申請します。

申請者	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
	居住地	電話番号		
支給申請に係る 児童氏名		生年月日	年 月 日	
		続柄		
申請の理由				

備考

- 1 この申請は、災害による住宅等の損害、生計中心者の死亡や長期入院等による著しい収入減、生計中心者の事業の廃止等による著しい収入減、生計中心者の農作物の不作等による著しい収入減があった場合に、申請することができます。
- 2 申請の理由は、1の事実について記入してください。
- 3 この申請書は、受給者証及び上記事実を確認することができる書類を添付してください。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	電話番号		

第 号
年 月 日

様

野田市長



障害児通所給付費利用者負担額減額(免除)決定通知書

先に申請のありました利用者負担額の減額(免除)については、次のとおり決定しましたので通知します。

申 請 者 氏 名		受 給 者 証 番 号																		
給 付 決 定 に 係 る 児 童 氏 名																				

決 定 年 月 日	年 月 日																		
決 定 の 内 容	☐ 減額を認定する。 ☐ 免除を認定する。 ☐ 減額又は免除を認定しない。																		
減額又は免除の内容	適 用 年 月 日	年 月 日																	
	有 効 期 限	年 月 日																	
	利 用 者 負 担 額	円																	
認 定 し な い 理 由																			

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。